

庄内町告示第133号

令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

庄内町長 富 樫 透

令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域等における荒廃農地の発生を防止し、水源のかん養、良好な景観の形成等の中山間地域等が持つ多面的機能を確保するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。次条において「多面的機能促進法」という。）及び次に掲げる実施要領等に基づいて農業生産活動等を行う農業者等に対し、予算の範囲内で令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、令和4年度山形県中山間地域等直接支払交付金交付要綱（令和4年4月1日付け庄総農計第130号山形県庄内総合支庁長通知）及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）
- (2) 中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 知事特認地域及び特認基準の設定について（令和2年6月2日付け農計第406号山形県農林水産部長通知）

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象となる者は、多面的機能促進法第7条に規定する事業計画を作成し、次条に規定する農業生産活動等を行う農業者等（農業者、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定するものをいう。）、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（第7条及び第9条において「交付対象事業」という。）は、農業者等が実施要領第6の2(1)の規定により町長が認定した集落協定（以下「集落協定」という。）又は実施要領第6の2(2)の規定により町長が認定した個別協定（以下「個別協定」という。）に基づき実施要領第4の2に規定する対象農用地（以下「交付農用地」という。）において5年間以上継続し行う農業生産活動等（農用地における耕作、適切な農用地の維持管理及び水路、農道等の維持管理をいう。別表において同じ。）とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、別表に掲げる地目及び区分に応じ、同表の交付単価の欄に定める

額に交付農用地の面積をそれぞれ乗じて得た額以内の額とする。

- 2 実施要領第6の3(2)イに規定する加算措置を受けられる取組を行ったときは、別表に掲げる地目及び区分に応じ、同表の棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の欄に掲げる額に交付農用地の面積をそれぞれ乗じて得た額以内の額を加算するものとする。ただし、次の各号に掲げる交付単価又は加算については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付単価が8割単価である場合は、棚田地域振興活動加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の加算措置を受けることができない。

- (2) 棚田地域振興活動加算は、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算又は生産性向上加算の各加算との重複は不可とする。

- (3) 複数の加算を実施する場合は、第2順位加算以降はその加算から10アール当たり1,000円を減じた額に面積を乗じて得た額以内の額を加算する。

- 3 前2項の規定により算出された交付金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業計画書（様式第1号）とする。

(条件)

第6条 規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する別に定める軽微な変更は、別表の地目及び区分ごとの交付農用地の面積の増減以外の変更とする。

- 2 規則第5条の規定による交付金の交付の決定を受けた農業者等（第8条及び第9条において「事業主体」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業変更承認申請書（様式第2号）に変更後の令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業計画書を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告書の報告期限は、交付対象事業完了の日から1月を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とし、同条に規定する別に定める書類は、令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業実績書（様式第1号）とする。

(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

- 2 規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた事業主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第9条 事業主体は、規則第20条第1項に規定する交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、交付対象事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条、第6条関係）

10アール当たりの交付単価

地目	区分	交付単価		棚田地域 振興活動 加算	超急傾斜 農地保全 管理加算	集落協定 広域化 加算	集落機能 強化加算	生産性 向上加算
		通常単価	8割単価					
田	急傾斜 (勾配1/20以上)	21,000円	実施要領第6の3(2) ただし書きに規定する 集落協定のうち農業 生産活動等の体制 整備として取り組む べき事項を実施しな い場合及び自作地を 対象としている個別 協定のうち農用地の 利用権の設定等とし て取り組むべき事項 を実施しない場合は、 通常単価にそれぞれ に0.8を乗じて得た 額とする。	10,000円	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	緩傾斜 (勾配1/100以上1/20未満)	8,000円		—	—			
畑	急傾斜 (勾配15度以上)	11,500円		10,000円	6,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	緩傾斜 (勾配8度以上15度未満)	3,500円		—	—			
草地	急傾斜 (勾配15度以上)	10,500円		—	—	3,000円	3,000円	3,000円
	緩傾斜 (勾配8度以上15度未満)	3,000円		—	—			
採草放牧地	急傾斜 (勾配15度以上)	1,000円	—	—	3,000円	3,000円	3,000円	
	緩傾斜 (勾配8度以上15度未満)	300円	—	—				

(注)1 実施要領第4の2(2)及び(4)イに該当する農地については、緩傾斜の交付単価と同額とする。

2 8割単価である場合は、棚田地域振興活動加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の加算措置を受けることができない。

3 棚田地域振興活動加算は、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算又は生産性向上加算の各加算との重複は不可とする。

4 複数の加算を実施する場合は、第2順位加算以降はその加算から1,000円/10aを減じた額に面積を乗じて得た額以内の額を加算する。

様式第1号（第5条、第7条関係）

令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）及びその内容

(1) 交付面積予定（実績）及び経費の配分

(2) 集落協定及び個別協定の締結予定（実績）

区 分		協定締結数	参加農家数	交付農用地積 面	交 付 額
集 落 協 定	通常単価	件	戸	m ²	円
	8割単価	件	戸	m ²	円
個 別 協 定	通常単価	件	戸	m ²	円
	8割単価	件	戸	m ²	円
計		件	戸	m ²	円

(注) 集落協定の「参加農家数」は、協定に参加している延べ農家の数を記入し、
個別協定の「参加農家数」は、協定認定者の数を記入すること。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額	
			増	減
町交付金	円	円	円	円
計	円	円	円	円

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額	
			増	減
通常基準	円	円	円	円
特認基準	円	円	円	円
計	円	円	円	円

5 集落協定における直接支払交付金の使用実績

交付金総額	共同取組活動分		個 人 分	
	金 額	割 合	金 額	割 合
千円	千円	%	千円	%

(注) 実績報告時のみ記載すること。

庄内町長

宛

申請者 住所
代表者氏名

令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知のあった令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金交付事業について、下記の理由により変更し（金 円の追加交付（減額承認）を受け）たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 変更の理由

- 2 添付書類 変更後の令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金事業計画書を添付するものとし、変更前と変更後の計画が比較対照できるよう両者を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

（注） 金額の変更のない場合は（ ）の部分を除くこと。

庄内町長

宛

住 所
代表者氏名

令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金について、令和4年度庄内町中山間地域等直接支払交付金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			